3 (略)							(削る)	えるものとする。	主務大臣」とあるのは、「独立行政法人労働者健康福祉機構」と読み替	令第一条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条中「	2 前項の場合において、覚せい剤取締法第三十五条第一項、医療法施行	六~十八 (略)	五削除	一~四(略)	定を準用する。	第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規	(他の法令の準用)	改 正 案
3 (略)	法律施行令第二条	看護師等の人材確保の促進に関する	医療法施行令第一条及び第四条の五 労働者健康福	覚せい剤取締法第三十五条第一項主務大臣独立行政法人	社機構	臣 労働者健康福	母子保健法第二十条第五項 その主務大 独立行政法人		下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	おいては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の	2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合に	六~十八 (略)	五 母子保健法 (昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第五項	一~四 (略)	定を準用する。	第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規	(他の法令の準用)	現行